平成２７年（フ）第５９１０号
東京都江戸川区中葛西３丁目11―７―204
破産者　今井　照夫
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９１６号
東京都葛飾区東金町６丁目22―２
破産者　秋元友紀子（旧姓池田）
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８号
神奈川県横須賀市三春町１丁目26番地
破産者　有限会社ケーエスタイヤサービス
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１８９５号
札幌市北区新琴似２条13丁目126番10
破産者　長栄交通株式会社
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２号
新潟県上越市南城町１丁目10番21号
破産者　株式会社城南商会
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１４８７号
大阪府箕面市西小路２丁目13番40号(411号)、申立時の住所大阪府豊中市北緑丘２丁目１番20―1402号
破産者　橋本　好幸
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６１５号
大阪市中央区瓦町４丁目６番10号
破産者　株式会社ゴシック
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８１２号
大阪市中央区南船場２―６―29　鴨川ビル201号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区芝田２丁目３番16号
破産者　株式会社ＧａＧａ
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７６７号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号　大阪市中央卸売市場東部市場内
破産者　有限会社督丸水産
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８１３号
大阪市淀川区東三国１丁目12―15　辻本ビル２階、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区東三国３丁目９番12―1016号
破産者　株式会社アクトリフォーム
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８５９号
大阪府吹田市長野西15番１―808号
破産者　株式会社新研究所
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９９７号
大阪市北区南森町１丁目４番11号
破産者　有限会社エンタイトル出版
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１５０号
大阪市旭区高殿５丁目13番10号　旭コーポ高殿1035室
破産者　ワールド建材工業株式会社
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２１７号
広島市西区草津浜町１番15号
破産者　有限会社大広
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８６号
堺市西区平岡町275番３
破産者　天裕有限会社
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
青森県下北郡大間町大字大間字太田７番地８
破産者　中島建設株式会社
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２号
群馬県前橋市今井町1046番地１
破産者　第一建工株式会社
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３９号
埼玉県熊谷市中央２丁目250番地
破産者　株式会社サンユウホーム
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第９９９号
東京都日野市百草2047番地Ｆ―１―４
破産者　有限会社熊沢興業
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０００号
東京都日野市百草102番地の１ガーデンビュー熊沢301
破産者　熊沢　寿郎
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５９３号
横浜市港北区新横浜２丁目８番地６
破産者　株式会社ＭＣＪ
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１７号
横浜市緑区三保町2068番地
破産者　有限会社鮫島建材店
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部